

全 員 協 議 会

日 時 令和5年12月1日（金）
午前9時30分から
場 所 議場

付議事項
議運決定事項について

第 3 ～ 5 回議運決定事項

令和 5 年 1 1 月 1 3 日 (月)

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 (金)

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 (火)

1 令和 5 年第 4 回 (1 2 月) 定例会に関する事項について

(1) 会期案は、1 2 月 1 日 (金) から 1 2 月 1 9 日 (火) までの 1 9 日間とした。なお、議案名は**資料 1**のとおりである。

(2) 議事日程案は、**資料 2**のとおりとした。

(3) 議案第 8 1 号の本会議での議決方法について

議案第 8 1 号山陽小野田市ケアセンターさんよう条例を廃止する条例の制定について (以下「本議案」という) は、高齢者福祉施設であるケアセンターさんようを廃止するものである。

そのため、本議案は、山陽小野田市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止等に関する条例第 2 条第 2 号の「福祉施設」の廃止に該当するため、その議決方法は、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 2 項による特別多数議決となること、また、表決は、記名投票 (青票・白票) により行うことを確認した。

(4) 陳情・要望書等の取扱いについては、**資料 3 - 1** から **3 - 6** までの陳情・要望書等 6 件について、調査委員会をそれぞれ下表のとおり決定した。

陳情・要望書等	調査委員会
令和 6 年度理科教育設備整備費等補助金予算計上について のお願い・・・ 資料 3 - 1	総務文教 常任委員会
地域建設産業の再生に関する要請書・・・ 資料 3 - 2	産業建設 常任委員会
山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業の予算の拡大と 助成金の増額を求める要請書・・・ 資料 3 - 3	産業建設 常任委員会
学校教材 (備品) の計画的な整備推進について のお願い ・・・ 資料 3 - 4	総務文教 常任委員会
令和 6 年度税制改正に関する提言について・・・ 資料 3 - 5	総務文教 常任委員会

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書・・・資料3-6	産業建設 常任委員会
--	---------------

2 特別委員会について

- (1) 政策提案特別委員会の設置について、12月定例会中の設置に向けて議案を調整することとした。

委員会の名称：政策提案特別委員会

委員の定数：6人

委員会の設置目的：議会基本条例の規定による政策立案、政策提言の実現

- (2) 広報特別委員会の定数の変更について、12月定例会中の変更に向けて議案を調整することとした。

3 一般質問の聞き取り時における質問者以外の対応等について

- (1) 一般質問の聞き取りとは、一般質問が適切に実施されるための議員と執行機関との調整の場である。したがって、次のとおりとすることを決定した。

ア 一般質問の聞き取りは、質問の主旨の確認等、一般質問の中で議論がかみ合う程度にとどめること。

イ 一般質問の聞き取り時において、質問者以外の議員の同席は認めるが、執行部との調整は質問者のみが行うこと。

- (2) 一般質問において資料を使用する場合は、当該資料の量は必要最小限度とすること、また、当該資料の内容をきちんと説明することを決定した。

4 議会基本条例の研修について

次のとおりを行うことを決定した。

日時：令和5年12月19日（火）本会議終了後

場所：市役所3階大会議室

内容：議会基本条例について

令和 5 年第 4 回（1 2 月）定例会議案名

1 市長提出案件（議案 2 4 件、報告 1 件）

○総務文教常任委員会所管（1 0 件）

- (1) 議案第 7 5 号 山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (2) 議案第 7 6 号 山陽小野田市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (3) 議案第 7 7 号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (4) 議案第 7 8 号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (5) 議案第 7 9 号 山陽小野田市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について (人事)
- (6) 議案第 8 3 号 物品の購入について (文スポ)
- (7) 議案第 8 5 号 山陽小野田市民活動センターの指定管理者の指定について (市活)
- (8) 議案第 8 6 号 山陽小野田市きららガラス未来館の指定管理者の指定について (文スポ)
- (9) 議案第 8 7 号 山陽小野田市体育施設の指定管理者の指定について (文スポ)
- (10) 議案第 9 1 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第 2 期）の変更について (大学)

○民生福祉常任委員会所管（7 件）

- (1) 議案第 7 0 号 令和 5 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について (国保)
- (2) 議案第 7 1 号 令和 5 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について (高齢)
- (3) 議案第 7 2 号 令和 5 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予

算（第1回）について（国保）

(4) 議案第80号 山陽小野田市犯罪被害者等支援条例の制定について
(生安)

(5) 議案第81号 山陽小野田市ケアセンターさんよう条例を廃止する条例
の制定について (高齢)

(6) 議案第84号 山陽小野田市ケアセンターさんようの指定管理者の指定
の一部変更について (高齢)

(7) 議案第88号 山陽小野田市斎場の指定管理者の指定について (環境)

○産業建設常任委員会所管（6件）

(1) 議案第69号 令和5年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算
(第1回)について (都市)

(2) 議案第73号 令和5年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補
正予算(第2回)について (公営)

(3) 議案第74号 令和5年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算(第1
回)について (下水)

(4) 議案第82号 山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定
について (下水)

(5) 議案第89号 竜王山公園オートキャンプ場の指定管理者の指定につい
て (都計)

(6) 議案第90号 北部地区都市公園外施設の指定管理者の指定について
(都計)

○一般会計予算決算常任委員会所管（1件）

(1) 議案第68号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算(第8回)に
ついて (財政)

○報告（1件）

(1) 報告第5号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和4年
度における業務の実績に関する評価結果の報告について (大学)

令和 5 年第 4 回（1 2 月）定例会議事日程

会期		令和 5 年 1 2 月 1 日から 1 2 月 1 9 日までの 1 9 日間			
月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
1 2	1	金	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（事務報告） ・報告 1 件を報告及び質疑 ・議案 2 4 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託
1 2	2	土		休 会	
1 2	3	日		休 会	
1 2	4	月	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
					<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
1 2	5	火	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
1 2	6	水		委員会	・委員会予備日
1 2	7	木	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問（4 人）
1 2	8	金	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問（3 人）
1 2	9	土		休 会	
1 2	1 0	日		休 会	
1 2	1 1	月	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問（2 人）
1 2	1 2	火		休 会	・議事整理日
1 2	1 3	水		休 会	・議事整理日
1 2	1 4	木		休 会	・議事整理日

12	15	金	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（全体会）
12	16	土		休 会	
12	17	日		休 会	
12	18	月		休 会	・議事整理日
12	19	火	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・議員派遣について ・閉会中の調査事項について

令和5年8月28日

都道府県議会議員 様
市区町村議会議員 様

千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル4F
公益社団法人 日本理科教育振興協会
会長 大久保

令和6年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い

すでに、小・中・高等学校では、新しい新学習指導要領が実施されています。

理科教育においては、益々、「観察・実験」が重視され、今回初めて、学習指導要領の中で小中共に、「環境整備に十分配慮すること」という一文が加えられました。「観察・実験」重視の視点から、これが十分実施できる理科教育環境整備に対する対応が重要であることが論じられています。

しかしながら、当協会の調査においては、小中高等学校の理科教育環境はまだまだ十分とは言えず、子どもの調査では、学校現場で最も困っていることが、11年連続で、小中高ともに「観察・実験機器の不足」と挙げられています。

理科教育設備整備費等補助金事業は、小中高の観察・実験機器の整備拡充のための国庫補助事業ですが、補助をうける自治体・学校法人が総事業費の半分を負担する事業となっています。

故に、積極的に理科教育設備整備費等補助金を取り込み、観察実験機器の充実に着手されている自治体とそうでない自治体との地域格差も生じています。

については、理科教育環境向上のため、下記の事項にご配慮賜りたく要望いたします。

- 令和6年度 理科教育設備整備予算の計上をお願いします
【理科教育設備整備費等補助金事業への積極的な取り組みをお願いします】
- 観察実験に伴う消耗品について、十分な予算措置をお願いします
- 理科観察実験が十分に行える場所(理科室)の確保にもご留意ください
- 実験支援員の配置にも十分にご留意をお願いします

貴自治体管轄の小・中・高等学校の理科教育環境はいかがでしょう。理科教育について、観察・実験機器の充実した理科室で授業ができていますでしょうか。使用できない古い機器がたくさん理科室に残ってはいませんか。消耗予算は足りていますか。実験に際して、先生は準備や後片づけは時間的な支障なくできていますか。現状の理科教育について、貴自治体教育委員会にお尋ねください。

(別紙、昨年度調査を踏まえて「観察・実験こそ理科教育の基本です」パンフをご参照ください)

貴自治体管轄の全ての小・中・高等学校 理科教育環境向上のため、積極的な予算措置をお願い申し上げます。



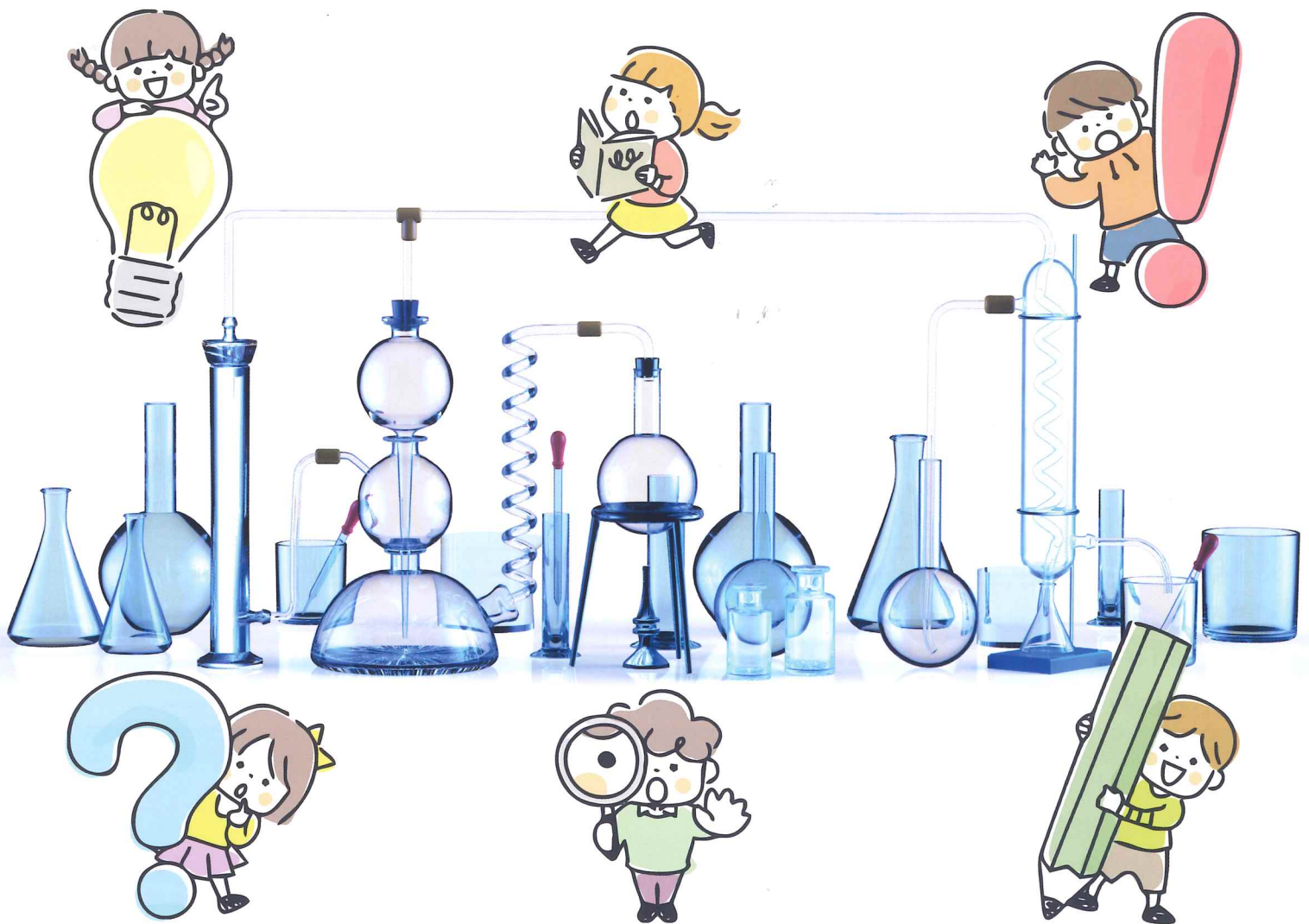
本件のお問合せ先

公益社団法人 日本理科教育振興協会 常務理事 石崎
〒100-0052 千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル 4F
TEL: 03-3294-0715 E-mail: info@japse.or.jp

「観察・実験」こそ 理科教育の基本です

理科の授業は
理科室で！

次年度に向けて、理科教育設備整備費等補助金
予算(理振予算)の増額計上を要求をしましょう。



すでにスタートしている現行の理科教育学習指導要領では、新たに必要とされる観察・実験機器が数多く登場してきています。

あなたの学校では、新しい学習指導要領に基づく観察・実験授業について、理科教育環境の整備はできていますか。

観察・実験機器が十分に整備され、消耗品も備わっている充実した理科教育環境で、たくさんの観察・実験を児童生徒たちに体験させてください。



理科教育を支援する
公益社団法人 日本理科教育振興協会



いま、小・中・高等学校の理科教育で最も困っていることは、観察・実験機器の不足です。令和6年度には、観察・実験機器整備予算の大幅増をお願いします。



理科観察・実験機器を充実させ、理科の楽しさを体験できる理科教育環境を整備してください

平成25年度の調査から、11年連続で「機器の不足」が困っていると回答いただいています。

※令和5年度全国小・中・高等学校観察・実験機器充足調査結果より

1 教科書掲載の実験を行うために、最重点・重点設備機器の充実を推進しましょう

小中学校の最重点設備機器は100%充足が必須です。
新学習指導要領に伴い、新規の観察実験機器が、多数登場してきています。

観察・実験機器の整備充足率

品目	小学校	中学校	高等学校
最重点設備品	72.2%	64.1%	—
重点設備品	40.2%	56.7%	22.7%
その他の設備品	23.4%	20.3%	10.9%
設備品総額(上記3区分)	43.0%	51.3%	16.2%
少額設備品	41.3%	33.8%	13.7%

最重点設備機器【小・中学校】、重点設備機器【高等学校】認知度

品目	小学校	中学校	高等学校
知っている	55.7%	47.6%	44.5%
正確には知らない	34.9%	47.6%	54.1%
知らない	9.4%	4.9%	1.4%

教育現場の声

- 実験機器が古くて使えない
- 一度に同じ機器を一括で揃える予算がつかない
- 実験機器の故障が多くて使えない
- 予算が乏しく、毎年買い足ししているのに、同じ機器が揃わず指導しにくい
- 顕微鏡の種類がバラバラで指導しにくい

2 新学習指導要領で新たに必要な観察・実験機器の整備が遅れています

新しく必要とされる観察・実験機器の整備はできていますか

	小学校	中学校	高等学校
整備はできている	17.4%	14.0%	3.2%
すすめている途中である	67.1%	76.2%	41.1%
未定	15.4%	9.8%	55.5%

3 理科の授業は理科室で行いましょう

観察実験が十分に行える場所を確保しましょう。

理科実験が十分にできる理科室は足りていますか

	小学校	中学校	高等学校
理科室が不足している	16.9%	30.0%	24.2%

普段理科室で授業を行っていますか

	小学校	中学校	高等学校
ほぼ理科室で授業を行っている	37.1%	44.8%	31.7%

※ 観察・実験にかかわらず理科の授業は理科室で行ってください。普通教室で行う授業よりも、観察・実験機器に囲まれた環境で行う理科の授業は、児童・生徒達の理科への興味・関心を、より一層高めるものと考えます。

4 使えない機器は廃棄し、使用できる機器をそろえましょう

使えない実験機器・とても古い実験機器が理科室にありませんか。顕微鏡・電源装置など、一括で整備することが望ましい機器は、大きな金額になるので、翌年に備え早い時期に予算要求しましょう。

使用できない実験機器保有数

	小学校	中学校
使用できない生物顕微鏡	8.4%	12.2%

生物顕微鏡を購入した時期

	小学校	中学校
昨年～10年前	30.0%	38.9%
10～20年前	36.3%	40.2%
20年以上前	33.7%	20.9%

古い実験機器は、火災や思わぬ事故の原因となります。安全な理科実験環境に留意しましょう。また、廃棄手続きを忘れずに行いましょう。

5 代表的な理科設備品整備状況の調査結果

● 小学校



● 中学校



● 高等学校



6 消耗品もしっかり確保しましょう

観察・実験授業を円滑に行うには、消耗品を常時用意しておく必要があります。
消耗品費もまだまだ不足していますので、忘れずに予算要求しましょう。

	小学校	中学校	高等学校
消耗品が不足している	53.3%	48.1%	56.4%
一クラスあたり平均予算	10,425円	11,110円	13,018円
一人あたり平均予算	388円	362円	366円

観察・実験機器について、新しい学習指導要領への対応は十分できていますか。

より良い理科教育環境で、たくさんの観察・実験を児童生徒達に体験させてください。

新学習指導要領で追加された内容・変更点

■ 小学校

追加した主な内容

- 音の伝わり方と大小(第3学年)
- 雨水の行方と地面の様子(第4学年)
- 人と環境(第6学年)
- 自然災害

必要な観察・実験機器

- 実験用太鼓
- 雨水と地面のマップ
- 電気の利用プログラミング学習セット
- 人と環境説明パネル
- 自然災害に関する実験機器

■ 中学校

改善・充実した主な内容

- [第1分野]
- 光の色(第1学年)
 - 放射線(第3学年に加えて、第2学年においても学習)
- [第2分野]
- 自然災害(第3学年→全学年で学習)
 - 生物の特徴と分類の仕方(第1学年)

必要な観察・実験機器

- 双眼実体顕微鏡
- デジタル双眼実体顕微鏡
- 地震説明器
- 火山の噴火実験器
- 大地の変動説明器
- 液状化実験装置
- ダニエル電池

■ 高等学校

改善・充実した主な内容

- 科学と人間生活: 人間生活との関連を重視
- 物理基礎: 探究の過程を踏まえた実験・観察の重視
- 化学基礎: 日常生活や社会との関連を重視
- 生物: 「(1) 生物の進化」を内容の冒頭に設定し、以後の学習で進化の視点を重視
- 地学: 地震災害、火山災害、高潮災害などを加え、防災に関する学習内容を充実

必要な観察・実験機器

- 定力装置
- 力学台車
- 電気抵抗測定実験
- 生物の進化映像教材
- 地震説明器
- 火山の噴火実験器
- 大地の変動説明器
- 液状化実験装置

理科教育設備整備費等補助金事業のお手伝いをします

理科教育設備整備等補助金(理振)申請は難しくはありません。この補助金を「久しく受けていない」、「受けたことがない」、という自治体、学校法人様に当協会がお手伝いいたします。文部科学省のご協力をいただき、これまで全国で50回以上、理科教育設備整備費等補助金事業・台帳説明会を開催し、2,300名以上の自治体・学校法人関係者の方々にご参加いただきました。

今年度も開催いたします。理振補助金に関するご質問など、当協会下記連絡先までお問い合わせください。



お問い合わせ 理科教育設備整備に関するご質問は、メール・電話・FAXにて当協会までお問い合わせください。

Mail: info@japse.or.jp Tel: 03-3294-0715 Fax: 03-3294-0716

詳しくは理振協会のホームページを参照願います。▶▶▶ <https://www.japse.or.jp>



理科教育を支援する
公益社団法人 日本理科教育振興協会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル

令和5年10月11日

山陽小野田市議会議長

高松 秀樹 様

地域建設産業の再生に関する要請書



要請者 山口市維新公園二丁目1番10号
山口県建設労働組合（建設山口）
執行委員長 吉村

要請者 山陽小野田市日の出三丁目11番21号
小野田支部長 竹本

日頃より当組合に対するご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

安全な国土の維持形成や良好な生活環境を支える建設産業において、将来にわたる建設技能者の確保・育成は重要な課題となっています。公共工事設計労務単価は、11年連続して引き上げられ、週休2日・働き方改革対策の推進、公共工物品確法・建設業法・入契法の「新・担い手3法」改正、社会保険加入推進、建設キャリアアップシステム（CCUS）や建退共制度の普及・促進、現場従事者・一人親方の処遇改善策等、「持続可能」な建設業に向けて国と業界全体で一致した取り組みが進められています。また国土交通省と建設4団体は技能労働者の賃金について、賃金上昇の実現を目指す取り組みを進めることを確認しています。

物価・資材高騰、新型コロナ等により建設技能者をめぐる厳しい状況が続いています。地域建設産業の再生と未来のため、私たちは若者の入職促進、技術・技能の継承の取り組みを進めていますが、とりわけ技能労働者への適切な水準の賃金確保と労働環境の改善をめざして、以下の項目について早急に実現されるよう要請いたします。

記

1. 公共工事設計労務単価は11年連続して引き上げられました。市発注工事において、最終下請まで公正な元下関係・取引、適正な労働環境の実現、適正な法定福利費等を含んだ単価と適正な賃金の支払いを確保してください。また、市発注の工事における現場従事者の賃金実態や就労環境を把握するため、現場実態調査を実施し、結果を公表してください。
2. 建設業の働き方改革関連法の全面適用（2024年4月）への早急な対策・対応が求められています。1日8時間・週40時間労働を基準とした適正な工期設定、休日増加に伴い技能者の賃金が減少しないよう、週休2日の導入に必要な労務費補填、必要経費・補正係数等を適正に計上するなど、対策を講じてください。
3. 社会保険加入推進にあたっては、「健保適用除外」制度と建設国保組合を活用した厚生年金加入に留意し、現場での周知など具体策を講じてください。

令和5年度

県下自治体要請行動 資料

(1) 住宅リフォーム助成制度 関係

○山口県内年度別実施状況・・・・・・・・・・(P 1)

○令和4年度 自治体別実施状況・・・・・・・・(P 2)

(2) 地域建設産業の再生に係る要請 関係

○公契約条例関係・・・・・・・・・・(P 3)

○令和4年度賃金調査・・・・・・・・・・(P 4～P 5)

○H27～R4年度賃金調査(公共工事関係) (P 6～P 7)

◇チラシ3種類

① 賃金 関係

○「賃金UPめざそう」 *建設山口作成

○「建設職人の活躍には賃上げが必要です」 *全建総連作成

④ 社会保険加入対関係

○「指摘を受けたら組合事務所へ相談を」 *建設山口作成

公契約条例一覧表（類型別）

類型	都道府県	自治体名	公布日	施行日 (※改正)	審議会 設置	全建総連 委員	
資金条項が盛り込まれた条例	埼玉県	草加市	2014/9/17	2015年4月	○	◎複数	
	埼玉県	越谷市	2016/12/22	2017年4月	○	○	
	千葉県	野田市	2009/9/30	2010年2月	○	○	
	千葉県	我孫子市	2015/3/24	2015年10月	○	○	
	東京都	千代田区	2014/3/20	2014年10月	○	○	
	東京都	新宿区	2019/6/21	2019年10月	○	○	
	東京都	目黒区	2017/12/7	2018年10月	○	○	
	東京都	世田谷区	2014/9/30	2015年4月	○	○	
	東京都	渋谷区	2012/6/22	2013年1月	○	○	
	東京都	足立区	2013/9/30	2014年4月	○	○	
	東京都	杉並区	2020/3/16	2020年8月	○	○	
	東京都	江戸川区	2021/6/22	2021年10月	○	○	
	東京都	中野区	2022/3/28	2022年4月	○	○	
	東京都	北区	2022/6/21	2023年7月	○	○	
	東京都	日野市	2018/3/31	2018年10月	○	◎複数	
	東京都	国分寺市	2012/6/28	2012年12月	○	○	
	東京都	多摩市	2011/12/22	2012年4月	○	○	
	神奈川県	川崎市	2010/12/21	2011年4月	○	○	
	神奈川県	相模原市	2011/12/26	2012年4月	○	○	
	神奈川県	厚木市	2012/12/25	2013年4月	○	○	
	愛知県	豊橋市	2015/12/17	2016年4月	○	○	
	愛知県	豊川市	2018/9/27	2019年2月	○	○	
	三重県	津市	2017/12/21	※2022年12月	○	○	
	兵庫県	三木市	2014/3/31	2014年7月	○	○	
	兵庫県	加西市	2015/3/25	2015年9月	○	○	
	兵庫県	加東市	2015/7/1	2015年10月	○	○	
	高知県	高知市	2014/9/26	2015年10月	○	○	
	福岡県	直方市	2013/12/20	2014年4月	○	○	
	9都県		28		28	28	
	公契約の総則的事項を規定（資金条項なし）	北海道	旭川市	2016/12/13	2016年12月	意見聴取	
		青森県	八戸市	2020/9/24	2021年4月		
		青森県	おいらせ町	2021/9/13	2022年4月		
		岩手県		2015/3/27	2016年4月	○	
		岩手県	花巻市	2017/12/7	2018年4月		
		岩手県	北上市	2018/12/21	2019年4月		
秋田県		秋田市	2013/3/21	2014年4月			
秋田県		由利本荘市	2017/12/22	2018年4月	意見聴取		
秋田県		にかほ市	2023/3/22	2023年4月	意見聴取		
山形県			2008/7/18	2008年7月	(評議委)		
福島県		郡山市	2018/12/21	2017年4月	○	○	
群馬県		前橋市	2013/3/29	2013年10月			
東京都		葛飾区	2021/3/26	2021年4月			
石川県		加賀市	2016/3/22	2016年7月	意見聴取		
長野県			2014/3/20	2014年4月	○	○	
長野県		長野市	2020/12/25	2021年4月	協議の場		
		松本市	2023/6/30	2023年7月	○	○	
静岡県			2021/3/17	2021年3月			
岐阜県			2015/3/24	2015年4月	意見聴取		
岐阜県		大垣市	2016/3/24	2016年4月	意見聴取		
岐阜県		高山市	2017/12/21	2018年4月	意見聴取		
岐阜県		岐阜市	2020/3/30	2020年4月	意見聴取		
岐阜県		飛騨市	2021/3/22	2021年4月	意見聴取		
愛知県			2016/3/29	2016年4月	協議の場		
愛知県		碧南市	2017/3/25	2017年7月			
愛知県		大府市	2018/3/27	2018年4月			
愛知県		尾張旭市	2017/12/25	2018年4月	意見聴取		
愛知県		田原市	2018/12/20	2019年4月			
愛知県		豊明市	2020/2/1	2020年2月			
愛知県		西尾市	2020/3/26	2020年4月			
愛知県		東郷町	2020/3/24	2020年4月	意見聴取		
愛知県		岡崎市	2019/12/23	2020年4月	協議の場		
愛知県		瀬戸市	2021/6/25	2021年10月	意見聴取		
愛知県		日進市	2021/9/30	2022年3月	意見聴取		
愛知県		長久手市	2021/10/7	2022年3月	意見聴取		
愛知県		幸田町	2021/12/17	2022年4月	意見聴取		
愛知県		豊田市	2021/12/28	2022年4月			
愛知県		知立市	2022/4/1	2022年4月			
愛知県		蒲都市	2023/3/23	2023年7月	意見聴取		
愛知県		高浜市	2023/3/24	2023年4月			
愛知県		常滑市	2023/3/31	2023年4月			
三重県		四日市市	2014/10/6	2015年1月	○	○	
滋賀県			2021/10/15	2022年4月	○		
京都府		京都市	2015/11/11	2015年11月	(審査委員会)		
京都府		向日市	2018/3/23	2018年4月			
兵庫県		尼崎市	2018/10/21	2016年10月			
兵庫県		丹波篠山市	2018/12/26	2019年4月	○		
奈良県			2014/7/10	2015年4月	○		
奈良県		大和郡山市	2014/12/18	2015年4月	○		
和歌山県		湯浅町	2017/3/30	2017年3月			
広島県	庄原市	2018/12/28	2019年4月	意見聴取			
香川県	丸亀市	2016/3/29	2016年4月				
熊本県		2022/10/12	2023年4月	意見聴取			
沖縄県		2018/3/28	2018年4月	(契約審議会)			
	那覇市	2020/3/26	2021年4月	○			
23都道府県		55			4		

◆令和4年度・賃金アンケート回収状況

	①事業主	②一人親方	③常用・手間 請で働く人	計	回収率%	H4.3月末 組合員数
阿東	7	26	18	51	75.0%	68
岩国	321	525	822	1,668	91.9%	1,816
宇部	302	675	447	1,424	85.3%	1,669
小野田	111	218	198	527	90.9%	580
吉南	175	383	316	874	82.5%	1,060
下松	254	373	614	1,241	84.7%	1,465
熊毛南	44	71	82	197	80.7%	244
下関	194	553	214	961	85.6%	1,123
徳山	128	309	314	751	97.4%	771
豊浦	41	90	65	196	98.5%	199
長門	38	99	43	180	98.9%	182
萩	35	83	46	164	87.2%	188
光	24	67	36	127	48.7%	261
防府	137	339	328	804	79.9%	1,006
美祿	28	75	51	154	91.1%	169
山口	173	385	374	932	75.6%	1,232
柳井	63	115	118	296	65.9%	449
計	2,075	4,386	4,086	10,547	84.5%	12,482

◆調査結果について（概況）

◎アンケートの回収枚数は、左表のとおり10,547枚でした。回収枚数は3年連続して10,000枚を超え、過去最高の枚数となりました。令和4年度賃金実態(全職種平均)は、事業主の支払い賃金が昨年より41円増の14,429円、一人親方の受取賃金が290円増の17,052円、常用・手間請で働く人の受取賃金が94円増の12,826円となりました。また、一人親方と常用・手間請の人の受取賃金の平均日額(全職種)は15,297円。昨年と比較すると196円増となりました。

◎賃上げの有無では、常用・手間請の人については上がったと答えた方が797人、下がった51人、変わらない3,012人。一人親方については、上がったと答えたものが155人、変わらない3,783人、下がったと答えた方が249人。事業主については、上がった(上げた)553人、変わらない(すえおいた)1,390人、下がった(下げた)が7人となりました。

◎年収(ボーナス・手当等を含めた総額)の全職種平均額は、一人親方が456万円(昨年454万円)、常用・手間請で働く人が385万円(昨年377万円)という結果になりました。

◎土曜日は常用・手間請の人をみると、月1回以上土曜日が休日になっている人は、全体の半数の61%です。また、建設業退職金共済制度については、事業主133人、一人親方567人、常用・手間請で働く人652人もの人が「建設業退職金共済制度(建退共)を知らない」と答えています。引き続き制度の周知をはかる必要があります。

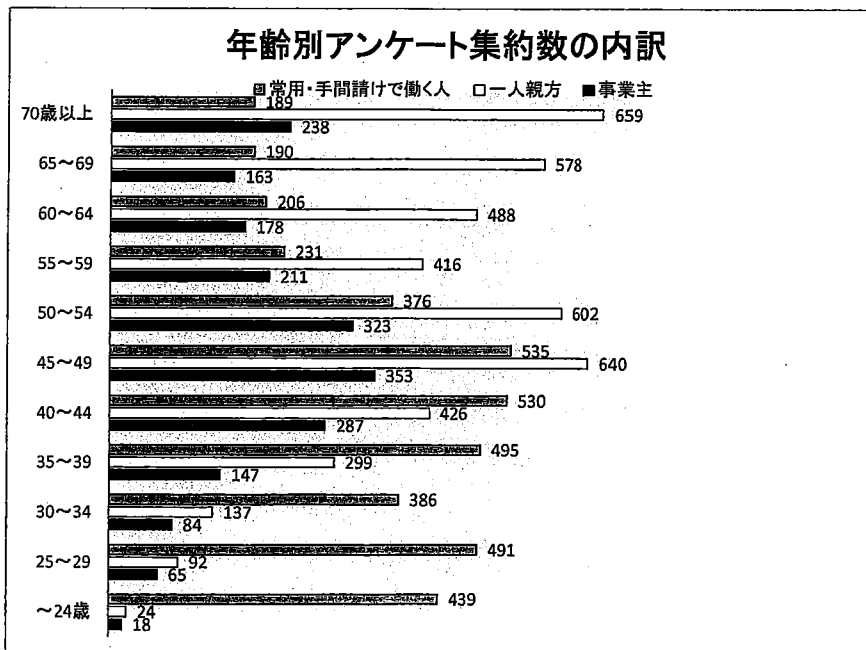
◎見積書の中に法定福利費を請求している事業主は33%、一人親方の方で、健康保険料・国民年金保険料等に係る経費を請求している方は28%となりました。しかし、公共工事設計労務単価は10年連続して引き上がっているものの、「賃金は変わらない」と回答した方が2,072人(88%)となり、現場まで行き渡っていない状況が続いています。また、建設キャリアアップシステムの技能者登録は、1,489人(14.1%)が「登録した」と回答しています。

◆令和4年度 賃金アンケート集約数の内訳

(単位/人)

集約数合計	大工職集約数				各職集約数				職種未記入者数			
	事業主	一人親方	常用・手間 請で働く人	計	事業主	一人親方	常用・手間 請で働く人	計	事業主	一人親方	常用・手間 請で働く人	計
10,547	252	1,162	333	1,747	1,801	3,191	3,693	8,685	22	33	60	115

年齢別アンケート集約数の内訳

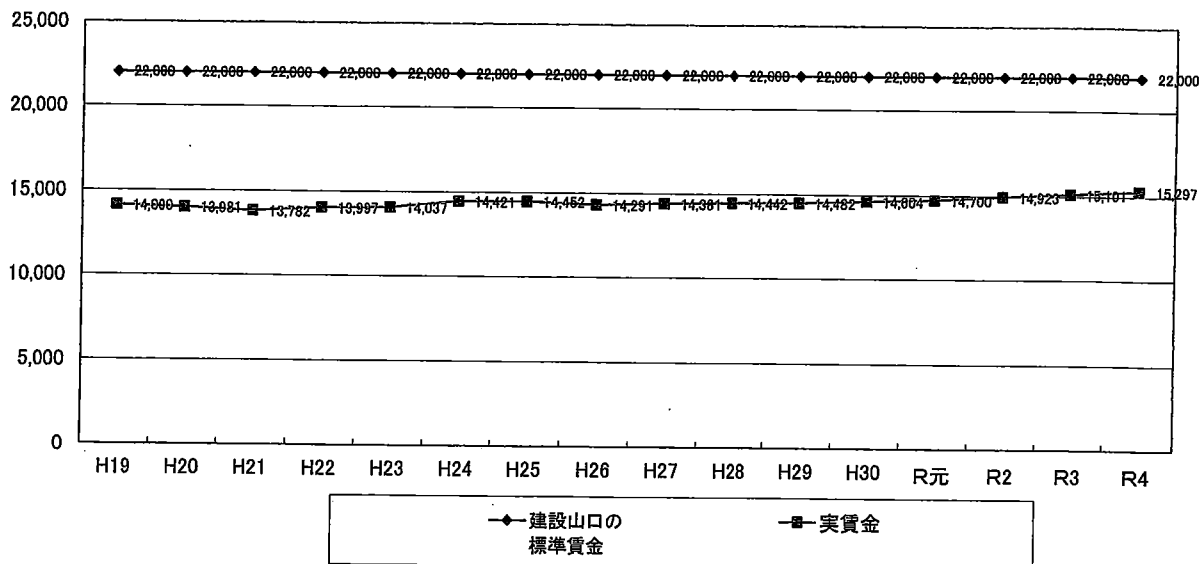


◆「建設山口の標準（目標）賃金」と「実賃金」の推移と比較

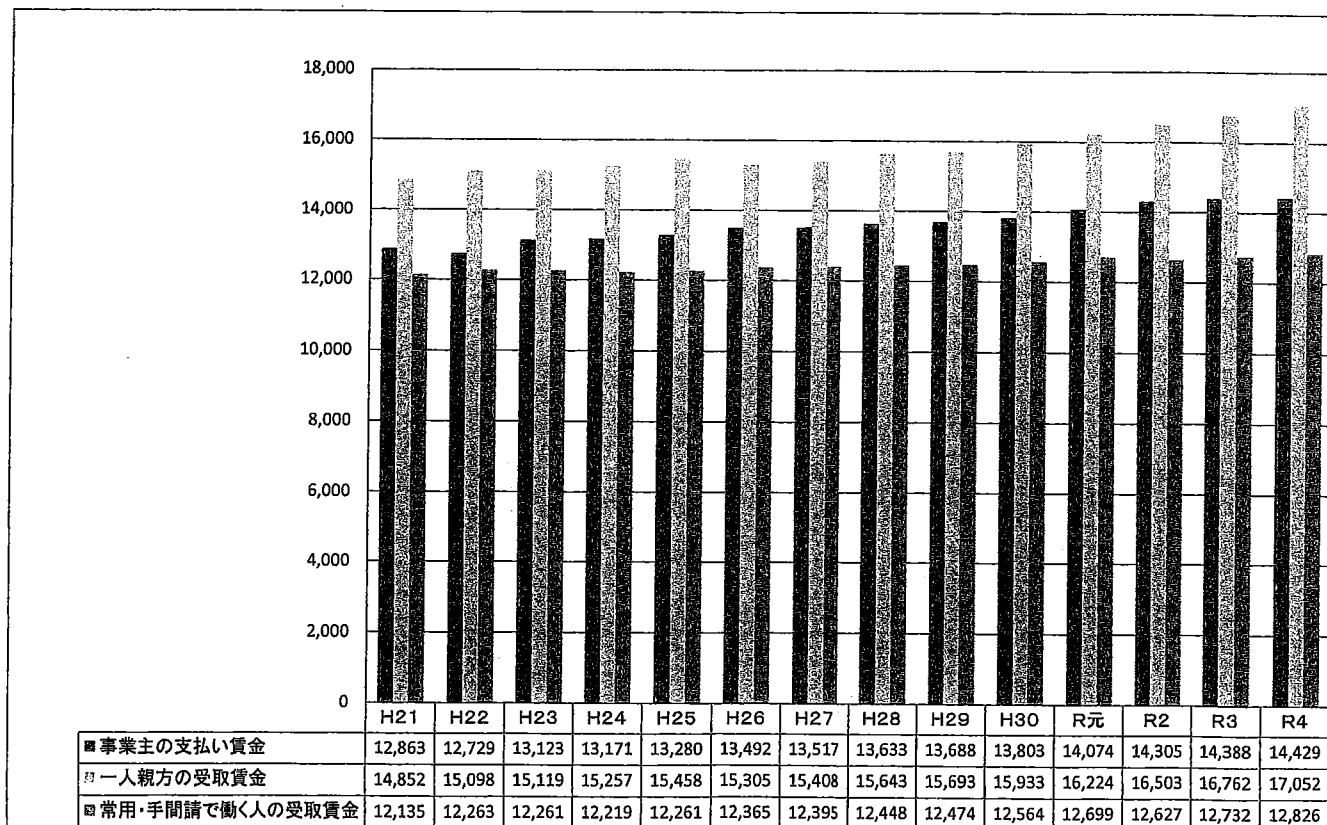
単位/円

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	
建設山口の標準賃金	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
実賃金	14,061	14,449	14,403	14,090	13,981	13,782	13,997	14,037	14,421	14,452	14,291	14,381	14,442	14,482	14,604	14,700	14,923	15,101	15,297	

※実賃金はアンケート調査の一人親方と常用・手間請の人の受取賃金の平均(全職種)



◆賃金実態（全職種平均）



平成 27～令和 4 年度 賃金アンケート

公共工事 賃金調査 (建設山口)

◆公共工事設計労務単価が引き上がって現場へ反映されているか◆

1. 公共工事(下請を含む)をしましたか？

		回収枚数	はい	割合
① 事業主	H27	1,748	565	32.3%
	H28	1,846	546	29.6%
	H29	1,898	577	30.4%
	H30	1,961	568	29.0%
	R 元	1,922	555	28.9%
	R 2	1,999	592	29.6%
	R 3	2,078	620	29.8%
	R 4	2,075	603	29.1%
② 一人親方	H27	4,099	777	19.0%
	H28	4,215	820	19.5%
	H29	4,315	821	19.0%
	H30	4,251	775	18.2%
	R 元	4,308	795	18.5%
	R 2	4,295	813	18.9%
	R 3	4,263	750	17.6%
	R 4	4,386	750	17.1%
③ 常用・手間請で働く人	H27	3,218	915	28.4%
	H28	3,358	975	29.0%
	H29	3,494	1,026	29.4%
	H30	3,610	1,051	29.1%
	R 元	3,649	1,082	29.7%
	R 2	3,799	1,003	26.4%
	R 3	3,896	1,073	27.5%
	R 4	4,086	1,146	28.0%
計	H27	9,065	2,257	24.9%
	H28	9,419	2,341	24.9%
	H29	9,707	2,424	25.0%
	H30	9,822	2,394	24.4%
	R 元	9,879	2,432	24.6%
	R 2	10,093	2,408	23.9%
	R 3	10,237	2,443	23.9%
	R4	10,547	2,499	23.7%

組合員2,400人以上が公共
工事に従事(1日含む)

計

2. 公共工事をした方は1日の単価は上がりましたか？

		上がった	下がった	変わらず	備考
① 事業主	H27	75 (14%)	32 (6%)	445(80%)	
	H28	68 (14%)	27 (5%)	398(81%)	
	H29	52 (10%)	25 (5%)	454(85%)	
	H30	58 (11%)	30 (6%)	419(83%)	
	R元	60 (12%)	18 (4%)	427(84%)	
	R2	57(11%)	25 (5%)	446(84%)	
	R3	47 (9%)	18 (3%)	476(88%)	
	R4	41 (8%)	19 (3%)	488(89%)	

		上がった	下がった	変わらず	備考
② 一人親方	H27	38 (5%)	70 (9%)	656(86%)	
	H28	51 (6%)	54 (7%)	699(87%)	
	H29	34 (4%)	29 (4%)	751(92%)	
	H30	36 (5%)	26 (3%)	695(92%)	
	R元	37 (5%)	23 (3%)	696(92%)	
	R2	45 (6%)	39 (5%)	687(89%)	
	R3	37 (5%)	47 (7%)	620(88%)	
	R4	25 (3%)	34 (5%)	680(92%)	

		上がった	下がった	変わらず	備考
③ 常用・手間請で働く人	H27	66 (8%)	17 (2%)	785(90%)	
	H28	83 (9%)	31 (3%)	819(88%)	
	H29	77 (8%)	22 (2%)	880(90%)	
	H30	105 (10%)	18 (2%)	881(88%)	
	R元	119 (10%)	7 (1%)	909(88%)	
	R2	96 (10%)	17 (2%)	838(88%)	
	R3	145 (14%)	18 (2%)	850(84%)	
	R4	120 (11%)	44 (4%)	904(85%)	

公共工事設計労務単価は
10年連続引き上がっている
ものの2,072人(88%)
が変わらずと回答

		上がった	下がった	変わらず	備考
計 (①+②+③)	H27	179 (8%)	119 (5%)	1,886(87%)	
	H28	202 (9%)	112 (5%)	1,916(86%)	
	H29	186 (8%)	76 (3%)	2,085(89%)	
	H30	199 (9%)	74 (3%)	1,995(88%)	
	R元	216 (9%)	48 (2%)	2,032(89%)	
	R2	198 (9%)	81 (3%)	1,971 (88%)	
	R3	229 (10%)	83 (4%)	1,946 (86%)	
	R4	186 (8%)	97 (4%)	2,072(88%)	

令和5年10月11日

山陽小野田市議会

議長 高松 秀樹 様

要請者 山陽小野田市日の出3-11-21

山口県建設労働組合(建設山口)

小野田支部 支部長 竹本 啓

山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業の 予算の拡大と助成金の増額を求める要請書

山陽小野田市におかれましては、日頃より建設山口小野田支部に対するご理解とご配慮を賜りまして深く感謝を申し上げます。

さて、建設山口小野田支部は住環境やインフラ整備、建設職人の組合であり建設産業の健全な発展、建設職人の賃金・労働条件の向上と安定雇用の実現を目指して日々活動を行っております。また、貴市の住宅リフォーム資金助成事業は、我々地元建設工事関係に携わる者としていつも感謝しています。

貴市が住宅リフォーム資金助成事業を平成21年度に県下で初めて制度として創設して頂いた事は、地域住民の住宅の質の向上につながり、我々地元の建設工事関係者や地域経済にも大きな効力を発揮したものと思います。

最近の物価高騰における建築資材や燃料の高騰、建設職人の賃金の上昇もあり建築費の負担は大きくなっています。より多くの市民の皆さまに安心して暮らせる住環境を整えていただき、建設職人の労働環境を守るためにも下記の項目を実現されますよう、要請いたします。

記

1. 住宅リフォーム資金助成事業の総額を1千万円から1千5百万円に拡大してください。
2. 1件当たりの助成金の上限額を10万円に引上げてください。
3. 申請受付期間を延長してください。

以上



令和5年度

県下自治体要請行動 資料

(1) 住宅リフォーム助成制度 関係

○山口県内年度別実施状況・・・・・・・・・・(P 1)

○令和4年度 自治体別実施状況・・・・・・・・(P 2)

(2) 地域建設産業の再生に係る要請 関係

○公契約条例関係・・・・・・・・・・(P 3)

○令和4年度賃金調査・・・・・・・・・・(P 4～P 5)

○H27～R4年度賃金調査(公共工事関係) (P 6～P 7)

◇チラシ3種類

① 賃金 関係

○「賃金UPめざそう」 *建設山口作成

○「建設職人の活躍には賃上げが必要です」 *全建総連作成

④ 社会保険加入対関係

○「指摘を受けたら組合事務所へ相談を」 *建設山口作成

山口県内「住宅リフォーム助成制度」年度別状況

(1) 令和4年度 創設自治体・・・8市1町

○宇部市 ○山陽小野田市 ○美祢市 ○山口市
○萩市 ○長門市 ○防府市 ●光市 ○阿武町

(2) 年度別創設状況・・・下記のとおり

△・・・請願採択 ▲・・・陳情採択 ●・・・別制度

自治体	担当 支部	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
下関市	下関											コロナ対策		
	豊浦				○	○	—	—	—	—	—	△	—	—
宇部市	宇部	○	○	○	○	—	—	—	○	○	—	○	○	○
山陽小野田市	小野田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美祢市	美祢			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口市	山口													
	吉南		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	阿東													
萩市	萩		○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○
長門市	長門		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
防府市	防府	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
周南市	徳山		H24.2 ○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
下松市	下松	△	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
光市	光		△	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
柳井市	柳井			○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
岩国市	岩国			○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
阿武町	阿武			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田布施町	熊毛南	▲												
上関町	柳井													
平生町	熊毛南	▲	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
周防大島町	柳井		○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
和木町	岩国													
制度創設自治体数		2市	8市 2町	12市 2町	10市 3町	8市 2町	7市 1町	6市 1町	7市 1町	8市 1町	7市 1町	9市 1町	8市 1町	8市 1町

*光市●は、平成24年度からエコライフ補助金制度(複層ガラス・二重サッシ等へ補助)

令和5年度 山口県内の住宅リフォーム助成制度一覧

■創設自治体 8市1町

■令和5年度予算総額(4億5,900万円)

(8月本部把握分)

	市 町	募 集 期 間 (助成割合等)	予 算 額	担当課連絡先
1	宇部市	5月15日～ ※予算の範囲内(先着順) ※健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事に限定 (工事費の20%、上限は15万円)	3,000万円	宇部市都市政策部住宅政策課 Tel.0836-34-8252
2	長門市	4月3日～予算の範囲内(先着順) ・断熱リフォーム工事(工事費の20%、上限は30万円、市産木材使用、三世代同居で加算あり) ・一般リフォーム工事(工事費の20%、上限は15万円、市産木材使用、三世代同居で加算あり)	(地域商品券) 1,000万円 600万円	長門市建設部建築住宅課 Tel.0837-23-1186
3	山口市	・第1弾 5月15日～予算の範囲内(先着順) ・第2弾 7月14日～予算の範囲内(先着順) ※経済対策として (紙商品券の場合:工事費の10%上限は15万円、デジタル商品券の場合:工事費の15%上限は20万円)	(地域商品券) 1億8,400万円 1億5,000万円	山口市ふるさと産業振興課 Tel.083-934-2719
4	防府市	5月15日～1月12日 ※予算の範囲内(先着順) ※カーボンニュートラルに資する工事(工事費の10%、上限10万円) ・省エネ設備等導入工事、木材利用推進リフォーム(県産材利用で加算あり)	(地域商品券) 5,000万円	防府市商工振興課商工振興係 Tel.0835-25-2147
5	光市	エコライフ補助金 5月8日～予算範囲内(先着順) ※LED照明設備、複層ガラス・二重サッシ、宅配ボックス、今年度から断熱材、玄関扉、ZEH住宅の補助を追加	500万円	光市環境政策課環境政策係 Tel.0833-72-1465
6	美祢市	5月23日～5月31日 ※予算範囲内(先着順) ・一般型リフォーム(30万以上の工事費の10%、上限は10万円) ・バリアフリー型リフォーム(10万以上の工事費の20%、上限は10万円)	(地域商品券 及び農産品等) 500万円	美祢市観光商工部商工労働課 Tel.0837-52-5224
7	山陽小野田市	4月3日～1月31日 ※予算の範囲内(先着順) (工事費の10%、上限は7万円)	1,000万円	山陽小野田市建築住宅課 Tel.0836-82-1166
8	萩市	4月3日～1月31日まで ※予算の範囲内 (工事費の10%上限は10万円、子育て世帯・三世代同居近居はそれぞれ10%加算で加算上限額20万円、空き家リフォームは10%加算で加算上限30万円ただし内装等の仕上げに地域産材を10平方メートル以上使用すること) (萩地域産木材を10㎡以上使用する場合、その部分の費用に対して加算上限10万円) ※加算後の上限補助率は30%、上限50万円	800万円	萩市建築課指導・審査係 Tel.0838-25-3693
9	阿武町	4月3日～12月20日 ※予算の範囲内(先着順) (工事費の10%上限は10万円)	100万円	阿武町土木建築課 Tel.08388-2-3112

※光市のエコライフ補助金制度もリフォーム助成制度として掲載。

※・山口市・防府市は前年度助成金利用者でも利用可。

・山陽小野田市は、1年の間を空ければ再び利用可。

・萩市は、3年の間を空ければ再び利用可。

・光市は同じ製品でなければ前年度助成金利用者でも利用可。

・長門市は申請後、5年度経過後は再び申請可能。

・宇部市、美祢市、阿武町は年度に関係なく1軒の住宅につき1度限りの利用。

～ 参 考 ～

平成28年度・・・県下全体予算総額 1億8,300万円

平成29年度・・・県下全体予算総額 2億7,800万円

平成30年度・・・県下全体予算総額 2億7,300万円

令和元年度・・・県下全体予算総額 2億4,150万円

令和2年度・・・県下全体予算総額 2億4,200万円

令和3年度・・・県下全体予算総額 2億6,950万円

令和4年度・・・県下全体予算総額 2億9,512万5千円

令和5年10月20日

山陽小野田市議会議長 殿

一般社団法人 日本教材備品協会
 会長 大久保 晃
 東京都港区虎ノ門3-10-1

学校教材(備品)の計画的な整備推進についてお願い

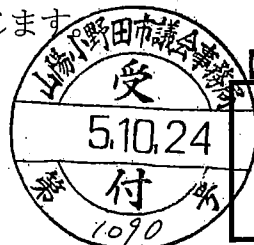
学校教材(備品)は、学習効果を高め、児童生徒の基礎的・基本的な学習理解の増進を図る上で必要不可欠であります。また学習指導要領の学習目的を実現し、児童生徒の確かな学力の育成を図るためには、学校教材(備品)の安定的かつ計画的な整備を図ることが極めて重要であります。

学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習過程の改善を目指すことが大きなテーマとなっており、これを実現するため、今後の授業展開は、観察や実験、体験や疑似体験等を通じて、児童生徒が自ら考えることがこれまで以上に大切になると存じます。そのためには、紙や黒板及びデジタル教材だけでなく、「主体的・対話的で深い学び」を触発・支援する学校教材(備品)の役割がますます大きくなり、授業で積極的に活用されるよう期待されております。

文部科学省では、義務教育諸学校に備える教材の例示品目と整備数量の目安をとりまとめた参考資料である「教材整備指針」を、平成20年改訂の学習指導要領を踏まえ平成23年に策定し、平成29年改訂の学習指導要領を踏まえ令和元年に改訂し、各学校・各教育委員会が学校教材(備品)の整備の現状を把握し、教育方針に応じた整備の計画を立て易くいたしました。また、これらの学校教材(備品)の整備が安定的かつ計画的に実施されるよう、総務省の協力の下、令和2年度からの10か年を計画期間とする「義務教育諸学校における教材整備計画」を策定し、単年度で約800億円の地方財政措置が講じられております。しかしながら、各々の自治体における学校教材(備品)の整備については、財源が地方交付金のため、整備予算に大きなばらつきや差が生じることを懸念しております。

貴自治体におかれましては、管内の義務教育諸学校における学校教材(備品)の整備の現状を調査・把握いただき、教材整備計画の策定を進めていただきたくお願い申し上げます。その上に、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整いただき、学校教材(備品)の安定的かつ計画的な整備をより一層推進していただくことをお願い申し上げます。

尚、お送りしました当該リーフレットは、「子どもたちの未来のために計画的な教材整備が必要です。」の表紙のタイトルにありますように、計画的な学校教材(備品)の整備の実施をお願いする内容となっております。子どもたちの学力向上のため、学校教材(備品)の整備の参考としていただければ幸いです。また、ご質問等ございましたら当協会までご連絡賜りたく存じます。



【本件のお問い合わせ先】

一般社団法人日本教材備品協会 事務局長 山岸大造
 〒100-0001 東京都港区虎ノ門3-10-11 虎ノ門PFビル
 TEL03-5472-7659 e-mail: jema@chive.ocn.ne.jp

子どもたちの 未来のために

計画的な **教材整備** が必要です。

文部科学省策定の **教材整備指針** を参考に、

教材整備計画 を活用して、

適切な教材の整備充実を図りましょう！



義務教育諸学校における

教材整備計画

令和2年度～11年度

JEMA

Japan Educational Materials Association.

一般社団法人 日本教材備品協会 ジェマ

子どもたちの確かな学力の育成を図るための

教材整備計画

が策定されています。

令和2年度から11年度まで、「学校教材整備」のために、
単年度約800億円、10か年で約8,000億円（見込み）の
※地方交付税措置が講じられています。

「主体的・対話的で深い学び」により、
児童・生徒たちが自ら考え、
自ら発信する力をより伸ばす教育を進めるために、
支援・触発する学校教材を
しっかりと整備していきましょう。



義務教育諸学校における教材整備計画

概要

文部科学省では学習指導要領改訂や学校における働き方改革の進展等を踏まえ、各教育委員会、各学校の教材整備の参考資料となる「教材整備指針」を令和元年8月に改訂。これを踏まえ、令和2年度からの計画的な教育環境整備に関する財政措置の見通しとなる「義務教育諸学校における教材整備計画」を策定。

1. 趣旨

学習指導要領に対応し、子どもたちの確かな学力の育成を図るため、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進する。

2. 計画の内容

教材整備指針（令和元年8月改訂）の例示教材等の整備に必要な経費を積算。

3. 積算内容

- (1) 学習指導要領関連(学習指導要領に対応する教材)
- (2) 技術革新等関連(昨今の技術革新等を踏まえた教材)
- (3) 学校における働き方改革関連(学校における教育環境改善に資する教材)

4. 年次計画額

単年度措置額(普通交付税)約800億円
(10か年総額 約8,000億円見込み)

小学校 約500億円

中学校 約260億円

特別支援学校 約40億円

子どもたちのために、
教材整備に積極的に
使しましょう!

※地方交付税措置

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障をするもの。なお、この地方公共団体が学校教材の整備のために必要な標準的な経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入している。

学校教材の計画的な整備のため、

文部科学省策定の

教材整備指針 を

積極的に活用しましょう！

教材整備指針は義務教育諸学校に備える教材の例示品目、整備数量の目安を参考資料としてとりまとめたものです。

目安の数量(必要数)と現有数とを把握し、計画的に

整備していきましょう！これらの整備に必要な経費は

新たな教材整備計画により地方交付税措置が講じられております。

教材整備指針

整理番号	
1	

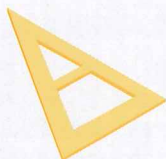
教科	品目	数量	備考
国語	国語	1冊	
算数	算数	1冊	
理科	理科	1冊	
社会	社会	1冊	
英語	英語	1冊	
音楽	音楽	1冊	
体育	体育	1冊	
美術	美術	1冊	
総合	総合	1冊	

小学校教材整備指針

教材整備指針の特色

① 教材整備数量の目安を例示

各市区町村、学校が具体的な整備数量を定める際の参考として、学校、学年、学級、グループあたりの整備の目安を教材毎に例示



② 学習指導要領に対応

学習指導要領に対応する全ての教科の教材を例示



③ 技術革新等を踏まえる

視線/音声入力装置(特別支援学校)、3Dプリンター(中学校)等、昨今の技術革新等を踏まえた教材を例示



④ 学校における働き方改革に対応

拡大プリンター、複合機等学校における教育環境改善に資する教材を例示



教材整備指針の活用例

- ▶ 新たに必要となる教材、更新が必要な教材のピックアップに！
- ▶ 備える整備数の参考に！
- ▶ 整備計画策定の参考に！
- ▶ 教育委員会等への要望資料として！



▼ 詳しくはこちら ▼ ご不明点や活用のご相談などございましたらお問い合わせください。

JEMA

検索

www.jema.or.jp/mext/mext-info



学校教材の整備

検索

www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyozai/index.htm



教材整備指針 に基づいた 教材整備 を!

教材整備指針は
このような内容に
なっています。

例：小学校教材整備指針を基に

④ 学校における働き方改革に対応

② 学習指導要領に対応

教科等	機能別分類	整理番号	例示品名	目安番号	新規	必要数	現行数	整備数※
学校全体で共用可能な教材	発表・表示用教材	1	発表板	7	△			
	発表・表示用教材	2	パネルシアター	3	△			
	道具・実習用具教材	23	プログラミング教育用ソフトウェア・ハードウェア	8	○			
	情報記録用教材	32	プリンター・拡大プリンター	1	△			
国語	発表・表示用教材	35	黒板(作文指導用、短冊、漢字指導用、硬筆指導用など)	3	△			
	道具・実習用具教材	40	漢字練習用教材(漢字・筆順カードなど)	2				
社会	発表・表示用教材	46	地球儀(大・小・白地図など)	5	△			
算数	発表・表示用教材	49	教材作成・提示説明ソフト	1	○			
	道具・実習用具教材(数と計算)	59	計算ブロック	7	○			
理科	発表・表示用教材	65	標本(堆積岩、化石、火山噴出物、火成岩、映像教材など)	8	△			
	実験観察・体験用教材	89	音の学習用具(おんさなど)	5	○			
生活	実験観察・体験用教材	121	木の実穴あけ器	4	○			
音楽	発表・表示用教材	127	鑑賞資料(DVD、CDと関連画像資料など)	2	○			
	道具・実習用具教材	133	録音機器(デジタルレコーダーなど)	4	○			
図画工作	発表・表示用教材	144	色立体模型	1				
	道具・実習用具教材	175	整理用教材(整理戸棚、材料収納棚・箱、作品乾燥棚、掃除機(集塵機)など)	8	△			
家庭	発表・表示用教材(住生活関連教材)	176	黒板(栄養黒板、献立黒板など)	8				
	実験観察・体験用教材	209	簡易騒音計	5	○			
体育	道具・実習用具教材(陸上運動)	235	投の運動用具一式	1	○			
	道具・実習用具教材(ボール運動)	245	ハンドボール用具一式	1	○			
外国語活動・外国語	発表・表示用教材	263	音声CD(チャンツ、歌、ナーサリーライム等)	8	○			
	道具・実習用具教材	265	カード教材(ピクチャーカード、フラッシュカードなど)	5				
総合的な学習の時間	実験観察・体験用教材(福祉・健康)	292	高齢者疑似体験セット、加齢体験セット	4	△			
特別活動	発表・表示用教材	299	紙芝居用舞台	1	○			

○は令和元年改訂で
新規に例示した教材

△は令和元年改訂で
例示内容を
一部見直した教材

③ 技術革新等を踏まえる

① 教材整備数量の目安を例示

【特別支援教育に必要な教材】

教科等	機能別分類	整理番号	例示品名	目安番号	新規	必要数	現行数	整備数※
特別支援教育に必要な教材	知的障害	310	運動学習用教材(トランポリン、ボールプール、平均台、バランス遊具、投てき板、大型三輪車、マットなど)	3	△			
		311	ソーシャルスキル指導用教材	3	△			
	肢体不自由	316	入力支援機器(手指入力、音声入力、視線入力など)	7	△			
		320	軽量持ち運びスロープ	3	○			
	病弱及び身体虚弱	323	表示機器(VRゴーグルなど)	3	○			
		333	字幕提示システム(音声認識システム、字幕提示用機器など)	3	○			
		346	デジタルカメラ	7	○			
	学習障害(LD)	351	カラーフィルター(情報の量や強さを調整するシートなど)	7	○			
	注意欠陥多動性障害(ADHD)	355	衝立	3				

※必要数－現行数＝整備数

小学校

中学校

単位	番号	目安
I. 学校	1	1校あたり1程度
II. 学年	2	1学年あたり1程度
III. 学級	3	1学級あたり1程度
IV. グループ (1学級分)	4	8人あたり1程度
	5	4人あたり1程度
	6	2人あたり1程度
	7	1人あたり1程度
V. その他	8	とりあげる指導内容等によって整備数が異なるもの

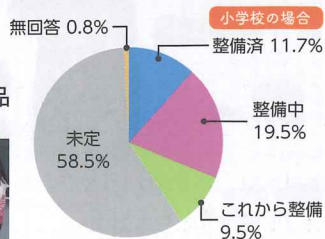
特別支援学校

単位	番号	目安
I. 学校	1	1校あたり1程度
II. 学年	2	1学年あたり1程度
III. 学級	3	1学級あたり1程度
IV. グループ (1学級分)	4	3人あたり1程度
	5	2人あたり1程度
	6	1人あたり1程度
V. その他	7	とりあげる指導内容等によって整備数が異なるもの

教材整備指針(令和元年度改訂)での例示品の整備状況 (令和4年度 JEMA調査より)

発表板

学校全体で共用可能な
発表・表示用教材の例示品



ユニバーサルスポーツ用具

- ・グランドテニス用具一式
- ・サウンドテーブルテニス用具一式
- ・ゴールボール用具一式
- ・フロアバレーボール用具一式
- ・ボッチャ用具一式 など

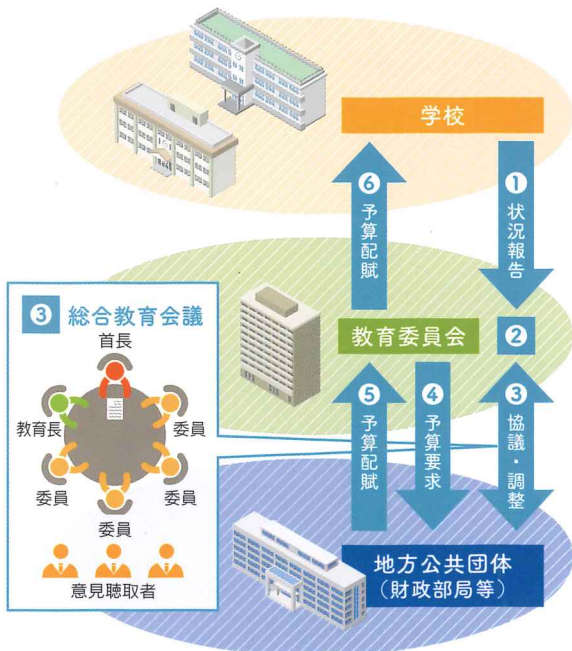


特別支援教育(共通)に
必要な教材の例示品



学校教材の整備の進め方について

教材整備計画における学校教材の整備に必要な経費は、地方交付税等による財政措置の対象とされており、学校教材の整備について、それぞれの地域で議論し、予算措置することが重要です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、各地方自治体に設置される総合教育会議において、計画的な教材整備について首長と教育委員会が協議・調整することも有効であると考えられます。



POINT 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたる事が可能になります。

財政措置額 (全国ベース)
令和5年度措置額約800億円

《積算基礎》

小学校	(18学級規模).....	2,761千円
中学校	(15学級規模).....	2,836千円
特別支援学校	(350学級規模).....	84,804千円

学校現場での整理

- 整備品目や教材の優先順位を決定
校長を中心に、教頭、教務主任、事務職員等による予算委員会を組織するなど、校内組織を生かした全校的な対応を図る。

1 状況報告 学校 → 教育委員会

- 教委に対して情報提供・要望(教材による効果の説明等)

2 教育委員会内での整理 教育委員会

- 学校現場で更新・新規購入が必要な教材を把握
 - 各学校に対するヒアリング
 - 各学校での台帳による管理
 - 学校に必要な教材の優先順位をつけて要望
 - 他自治体の整備状況の照会
- 教育委員会で内容を精査
- 教材整備に必要な費用を積算

3 協議・調整 教育委員会 ↔ 地方公共団体(財政部局等)

- 教育条件整備に関する施策
学校備品・教材の計画的な整備計画

4 予算要求 教育委員会 → 地方公共団体(財政部局等)

- 必要な予算を要求
- 要求内容について説明

文部科学省からの資料等も活用
・地方交付税の財源措置等の通知
・教材整備指針

5 予算配賦 地方公共団体(財政部局等) → 教育委員会

6 予算配賦 教育委員会 → 学校

教材整備関係の地方交付税措置額の試算例(令和5年度ベース)

	地方交付税の算定に用いる標準施設の状況			地方交付税措置額(試算例)	
	一般財源 (教材整備関係) A	施設規模 B	1学級当たり 一般財源 C (A/B)	施設規模 D	試算額 E (C×D)
小学校	2,761千円	18学級	153千円	150学級 ____学級	22,950千円 ____千円
中学校	2,836千円	15学級	189千円	80学級 ____学級	15,120千円 ____千円
特別支援学校	84,804千円	350学級	242.3千円	50学級 ____学級	12,115千円 ____千円

備考1: 地方交付税措置額の試算に用いる学級数(D)は、義務標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数です。
備考2: 寒冷補正(暖房費や除雪費等を反映するもの)等の補正係数は、考慮していません。

ここに学級数を代入して、あなたの自治体や学校の措置額を試算しましょう!

子どもたちの確かな学力の育成を図るために、 学校教材の安定的で計画的な整備の実施、推進をお願いします。

学習指導要領を踏まえた安定的かつ計画的な教材整備の実現に向けて 文部科学省初等中等教育局長 矢野 和彦

適切な教材の整備充実、児童生徒の関心・意欲や知識理解の質をさらに高め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による学習指導要領の趣旨の実現を図る上で極めて重要であり、加えて教師の授業準備や教材研究の負担軽減効果も期待でき、各学校における働き方改革の推進にも資するものと考えられます。

このため、文部科学省では、教育条件整備策の一つとして、令和元年8月に策定した「教材整備指針」に例示される学校教材等の整備が、安定的かつ計画的に実施できるよう、「義務教育諸学校における教材整備計画」（令和2～11年度の10か年）を策定しており、令和5年度で四年度目となりました。

GIGA スクール構想の進展等を中心として、学校の教育環境に大きな変化が訪れておりますが、教材整備の重要性は変わりません。各地方公共団体、教育委員会、学校におかれましては、同指針も参考としていただきながら必要な教材を整理した上で、総合教育会議における首長と教育委員会の協議・調整の場を活用するなどして、学校教材の整備をより一層推進していただければ幸いです。

地域の実情に応じた教材整備の推進を 総務省自治財政局調整課 課長補佐 水谷 健一郎

学習指導要領に対応して策定された「義務教育諸学校における教材整備計画」を踏まえ、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進するため、その整備に必要な経費については、地方交付税措置を講じることとしております。

地方交付税に用途の定めはなく、それぞれの地域において、教材整備の必要性やその整備水準等について議論を深めていただくことが重要です。地域の実情に応じた教材整備が推進され、各学校現場での創意工夫に基づき、子どもたちの健やかな学びが図られることを期待しております。

すべての子どもたちが一定の水準の教育を受けられるよう 全国連合小学校長会 会長 植村 洋司

令和5年度は学習指導要領全面実施4年目となり、全国の小学校では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善がより一層進められています。また、一人一台端末と高速大容量通信環境における、ICTを活用した教育活動が本格化し、効果的活用が図られています。しかしながら、各自治体の財政状況や考え方等によって、その整備や推進状況に格差が生じています。

全国連合小学校長会は、公立小学校の教育環境は全国どこでも同じように整備されていなければならないと考えています。すべての子どもたちが一定の水準の教育を受けられるよう、「教材整備指針」を踏まえた教材整備が進みますようお願いいたします。

「学びの充実」と「学校における働き方改革」の具現のための教材整備を 全日本中学校長会 会長 齊藤 正富

現行の学習指導要領の全面実施3年目を迎え、全国の公立中学校では「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をさらに進めているところです。学校において使用される教材は、学びを充実させる上で、生徒の興味・関心を高めたり、理解を深めたりするために極めて重要であり、全国どの地域でも一定水準の教育を受けることができる環境を整える上でもその充実が不可欠です。また、喫緊の課題である「学校における働き方改革」を推進させる点においては、教師の負担軽減にとっても重要です。これらのことから、全国の公立中学校が「教材整備指針」を基に整備計画を策定し、確実な教材の整備を進めていただくようお願いいたします。

学校教材の有効活用を 全国市町村教育委員会連合会 会長 田邊 俊治

すべての子どもたちの最大限の可能性を引き出す個別最適な学びを推進するために、教師の適切な指導と同時に、その指導をより効果的にする学校教材が必要不可欠です。

GIGA スクール構想により児童生徒の「1人1台端末」を活用した授業が進められる一方で、より五感を働かせる実習・実験、体験活動などリアルな学びの重要性についても再認識しておく必要があります。デジタル教材はもちろんのこと、従来からの教材など学校教材の必要性は更に増しているといえます。

全国の市町村教育委員会は、学校教材の有効活用が図られ、子どもたちの学習活動がより充実されるよう、それぞれの学校において教材整備の具体的な計画を策定し、実行されていくことを望んでいます。

計画的で着実な学校教材の整備を 一般社団法人日本教材備品協会（JEMA）会長 大久保 昇

学習指導要領が目指す児童生徒一人一人の「主体的・対話的で深い学び」を実現し、子どもたちが自ら考え、自ら発信する力を身につけるために、学校の様々な教材教具はそれを触発する道具として情報端末の整備と同じく重要な存在です。文部科学省では子どもたちの確かな学力の育成を図り、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進するために、令和2年度から10年間の「義務教育諸学校における教材整備計画」が策定され、単年度で約800億円の財政措置が講じられております。すべての自治体に設置されている「総合教育会議」において、文部科学省策定の教材整備指針に則り、計画的に、そして着実に各々の自治体で学校教材の整備が促進されることをお願いします。

教材整備の参考に・・・

JEMAは、教材整備に関する様々な情報・データを提供しています。

 **教材データベース** <http://kyouzai.jema.or.jp/>

日本初 教材検索WEBサイト。
学校が求める、あらゆる教材情報にお応えします。

JEMAは、安全な教材備品の整備を推進しています。

●子どもたちを健康被害から守ろう!!
JEMA安全基準適合認定事業。



JEMA 安全基準適合認定マーク
商標登録 第5021810号

令和5年11月1日

山陽小野田市議会 議長 高松 秀樹 殿

山陽小野田市大字鴨庄101-29

公益社団法人厚狭法人会

会長 原田 茂

令和6年度税制改正に関する提言について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

私ども法人会は、「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

本会では、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言しその実現を訴えており、本年も別添のとおり「令和6年度税制改正に関する提言」を取りまとめました。

つきましては、提言の趣旨を充分にお汲み取りいただき、その実現に格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。



令和6年度税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

目次

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方	1
1. 財政健全化に向けて	
2. 社会保障制度に対する基本的考え方	
3. 行政改革の徹底	
4. マイナンバー制度について	
5. 今後の税制改革のあり方	
II. 経済活性化と中小企業対策	6
1. 中小企業の活性化に資する税制措置	
2. 事業承継税制の拡充	
3. 消費税への対応	
III. 地方のあり方	9
IV. 震災復興等	11
V. その他	11
1. 納税環境の整備	
2. 環境問題への対応	
3. 租税教育の充実	

《税目別の具体的課題》 13

1. 法人税関係
2. 所得税関係
3. 相続税・贈与税関係
4. 地方税関係
5. その他

《個別法令・通達関係》

I. 法令関係	16
1. 法人税関係	
2. 所得税関係	
3. 相続税・贈与税関係	
4. 消費税関係	
5. 印紙税関係	
6. 地方税関係	
II. 通達関係	19
1. 法人税関係	
2. 相続税関係	

《はじめに》

我が国の社会経済活動に大打撃を与えたコロナ禍はほぼ収束し、ロシアのウクライナ侵攻などを背景とした急激な物価上昇も落ち着きを取り戻してきた。いまだ金融政策は異次元緩和から脱却できないでいるが、我が国の経済財政運営は「戦時」から「平時」のそれに切り替える段階に至ったといえよう。

こうした中で「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」を掲げる岸田文雄政権は新たに「異次元の少子化対策」を打ち出した。人口減少という社会課題の克服を未来への投資と捉えた政策は重要といえるが、問題はその財源である。必要な追加予算額を今後3年間で3.5兆円としながら、その財源について消費税を含め新たな税負担は考えず歳出改革などで確保するとしている。一体、どの歳出をどう削減して財源を捻出するのか、具体論は先送りされた。

財源の曖昧さは少子化対策に限ったことではない。防衛力の抜本強化では5年間で総額43兆円の防衛費を確保するとし、一部増税を含む具体的な財源を示した。しかし、増税以外の財源が内包する問題を見逃してはならない。例えば決算剰余金の活用であるが、これは景気などに大きく左右される。国家の根幹である防衛力を担うに足る安定財源とはなり得ないであろう。

このように歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせまい。

コロナ対策で積みあがった国債の返済計画も忘れてはならない。先進国の多くはその具体的な返済計画を実行に移し始めており、我が国だけがこれを封印したままでは許されない。

また、地域経済や雇用の担い手である中小企業にはコロナ禍で体力を奪われ立ち直れないところも少なくない。事業承継や導入された消費税のインボイス制度などへの対応も合わせ、税財政上のきめ細かい支援が必要であろう。

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

新型コロナウイルスによるパンデミックは世界的に収束段階となり、我が国も社会経済活動がほぼコロナ禍以前の状態に戻った。これに伴い税財政政策の運営も平時のそれに戻るわけで、本来の税財政改革に向けた議論を可能にする環境が整ったといえる。

それにしてもコロナ禍が我が国財政に与えた打撃は甚大であった。国債残高はコロナ対策財源として発行された約100兆円が一気に上積みされ、1,000兆円をゆうに超えてしまった。地方を含めると長期債務残高は国内総生産（GDP）の2.2倍に上り、先進国の中で突出して悪化している。

まずはこのコロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題なのだが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。

我が国財政の最大の問題は「中福祉・低負担」といういびつな税財政構造にある。歴代政権のほとんどが身の丈以上に「給付」を拡大させ、それに見合う「負担」を回避してきた結果である。これを「中福祉・中負担」の均衡構造に改革しなければ、先進国で最速のスピードで進む少子高齢化や人口減少、そして財政の健全化に対応できない。

岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

1. 財政健全化に向けて

コロナ対策では主に補正予算で編成された必要以上の多額な予備費や膨大な使い残しの発生など、財政規律が大きく毀損された。コロナ禍がほぼ収束した今、財政運営にとって重要なことはコロナ予算を検証しつつ財政規律をどう回復させるかである。

岸田政権の主要政策を見ると、財政規律の回復どころか、それに逆行する動きとなっている。防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、その財源が極めて曖昧なのである。法人税などによる1兆円増税以外は、「歳出改革」や「決算剰余金の活用」など大半が財源として安定性を欠いている。これで国家の根幹である安全保障が大丈夫なのか、

強い危機感を感じる。

「異次元の少子化対策」では前述したように、今後3年間で必要な追加予算額を3.5兆円とし、2030年代には倍増を目指すという。これも財源には消費税などの新たな税負担は考えず、歳出改革などにより確保するとしただけで具体的な中身は定まっていない。仮に財源確保ができない場合、結局は少子化対策も防衛費も国債頼みになるという懸念が拭えない。

国と地方のPB黒字化という財政健全化の目標年度である2025年度が眼前に迫ってきた。本年7月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」では、高い成長率を前提とした場合でも2025年度には1.3兆円の赤字が残り、黒字化は2026年度になるとする一方で、歳出改革を継続すれば2025年度の達成も視野に入るとした。ただ、この試算には「異次元の少子化対策」を反映していないため目標達成は極めて難しいとみられる。

しかし、2025年度目標が達成できなくても、来年度にはその後の中長期を視野に入れた財政健全化の枠組みについて議論を開始せねばならない。その際にはまず、金利が正常化に向かうことを前提にする必要がある。我が国でもデフレ局面が終わり、日銀のゼロ金利政策が変化しつつあるからである。

つまり、異次元緩和下では黙っていても低下してきた健全化目標の一つである債務残高対GDP比の流れが持続できなくなる可能性が高い。このため、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくには、単なるPB黒字化ではなく一定の黒字幅を確保せねばならない。また、PBの歳出には利払い費が含まれないが、先進各国のようにこれを含む財政収支の黒字化を新たな健全化目標として採用することを提案したい。

負担をあやふやにし歳出だけを先行実施するような財政運営を是正するには、米国が採用している「ペイアズユーゴー原則」も有効であろう。これは新しい政策には歳出削減による財源捻出が必要で、それができなければ増税で財源を確保せねばならないという仕組みである。忍び寄る財政危機を回避するには、こうした厳しい財政規律を確立する以外に道はないであろう。

- (1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式

市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国はすでに指摘したように、先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そうした中で社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円（令和5年度 約134兆円）に達する見込みである。目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」もある。

持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。これを解決するには「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革するしか方法はない。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

社会保障給付費で最も増加額が大きいのは医療分野である。その意味で注目されるのは、来年度が二年に一度の改定年にあたる診療報酬と、三年ごとの介護報酬改定が同時になる点である。とくに診療報酬は前回もそうであったが、過去のほとんどの改定で「薬価」の引き下げが「本体」（医師の人件費等）の引き上げ分を吸収する形で全体を引き下げる手法をとってきた。今度こそ本体にどう切り込むかが問われよう。

医療分野では激務である勤務医と開業医の収入格差や都市と地方、診療科によって医師が偏在する実態が指摘されて久しい。その一因として診療報酬の配分のあり方がメリハリを欠くためではないかとの見方が多い。

また、開業地域も診療科も規制がない我が国独特の自由開業制度が医師の偏在を助長しているとの指摘もある。欧米では開業地域や診療科ごとに定員を設定するなど何らかの人的規制がある。診療報酬が税金と保険料が原資であることを考えれば、規制すべきところは規制する。それが真の規制改革ではないか。

社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。
児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。
- (6) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

一昨年には「デジタル庁」、本年には「こども家庭庁」と官庁の創設が目立っている。しかし、共に期待された役割を果たしているとは言い難い。その原因として政治のリーダーシップの欠如が指摘されている。

我が国のデジタル化は行政サービスや社会経済活動にとって不可欠とされながら、立ち遅れが目立っていた。デジタル庁はコロナ禍でも表面化した国と地方、省庁の縦割りを横断する組織として、その機能を期待されていた。しかし、後述するマイナンバーカードの情報管理の杜撰さなどでスタートからつまづいている。

こども家庭庁も省庁間の縦割りを排し一元的にこどもと家庭の問題を扱うという組織だが、各省庁の関連予算をかき集めただけで骨太なグランドデザインを描き切れていない。肝心の「幼保一元化」についても後ろ向きのままである。

これでは両庁とも屋上屋を重ねるだけで大きな政府に道を開きかねない。官僚組織は常に肥大化する習性があるといわれる。そうならないよう国民の厳しいチェックが必要である。

また、行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバーカードの普及率は80%近くに達したが、積極的に活用されているとは言い難い。先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。

政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めていかなければならない。

制度の利便性としては各種行政サービス手続きのワンストップ化、さらに、e-TaxやeLTAxの利用による申告納税手続きや各種手当の申請手続きの簡素化などが挙げられる。令和6年度末には運転免許証との一体化も予定されている。

社会保障と税、災害対策となっていた利用範囲はマイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の重要課題である。例えば、マイナンバーで世帯所得が把握できることになれば、臨時的な給付金を迅速に支給できるし、かつ世帯間の公平性確保も可能になり、様々な税制改革論議の土台にもなろう。そのためには、広範な国民的議論が必要であることも付言しておきたい。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は急激に上昇した物価が高止まりしているとはいえ、コロナ禍がほぼ収束したこともあり落ち着きを取り戻してきた。ただ、過熱していた欧米景気に連続的な利上げによる減速懸念が出ているうえ、中国経済の成長鈍化も加わり不透明さを増している。

こうした中で岸田政権は「成長と分配の好循環」を目指す「新しい資本主義」の看板の下、デジタル化や化石燃料に頼らないグリーン化などを推進しようとしているが、まだ具体的成果は見られていない。経済界もこの看板に呼応する形で相応の賃上げを実施したが、物価を考慮した実質賃金は伸びておらず、賃上げの持続化と膨大な内部留保の活用が問われている。

覇権主義的な動きを強める中国を念頭に置いた経済安全保障では、欧米と歩調を合わせる形で本格化させており、その成果が注目されている。また、本来の経済外交では英国の環太平洋経済連携協定（TPP）加盟を後押しすることなどで成果をあげたが、問題は本命である米国の復帰を実現できるかどうかである。

さらに岸田政権に求めたいのは、アベノミクスで極めて中途半端に終わった農業や医療分野などいわゆる岩盤規制の改革である。この分野には強力な反対勢力が存在するが、ここに切り込んでこそ「新しい資本主義」であろう。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

原材料をはじめとした物価の高止まりは我が国経済、とりわけ中小企業に大きな重荷となっている。いまだにコロナ禍による打撃を引きずっているところも少なくない。中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の

確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

また、先ごろ導入されたインボイス制度については、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されるなどの理由により休廃業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めてきた。

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者混乱が生じないように制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図っていく必要性はコロナ禍を通して十分に認識された。前述したように、様々な矛盾を内包する医療制度や東京一極集中など、そこで浮き彫りになった課題を一つ一つ解決していくことは、地方のあり方を考える上で極めて重要である。

地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を

策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

残念ながら、現状ではこの理念とはかけ離れたようなケースが少なくない。例えばコロナ臨時交付金を使用されず基金に回っている可能性があるとの指摘がなされている。実際、一部自治体では財政調整基金があつという間にコロナ前の水準を回復したという。そもそもPBが黒字である地方が、コロナ対策で財政を著しく悪化させた国に依存する姿は大きな矛盾と言わざるを得ない。

「ふるさと納税制度」にも問題が多い。昨年度の納税額が過去最高の1兆円に迫る水準に達しており、返礼品競争規制策の効果が低いことを証明している。税収の流出額が大きく同制度を批判してきた自治体が、我慢も限界にきたとして返礼品競争に参入する例も出てきた。住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐわない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政

に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上や事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きについて、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題への対応

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指し、その中間に位置する2030年に2013年度比で「46%削減する」との目標を国際公約として打ち出している。

令和5年5月にはGX推進法が成立し、「GX経済移行債」を発行して脱炭素化に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボンプライシング」が導入された。

一方で、エネルギー価格は高止まりしており、家庭、企業における負担感が高まっている。原発の再稼働や稼働期間の延長等を含めたエネルギー問題のあり方について、積極的に検討を行う必要がある。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その用途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 交際費課税の適用期限延長

交際費課税の特例措置については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

(3) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長

中小企業向け賃上げ促進税制については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

①基幹税としての財源調達機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

②各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

③個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から

適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実や保育士の待遇改善など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3.40→令和2年2.73）にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和3年は9.3%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3) 電子申告

国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）とのシステム連携を図る必要がある。

《個別法令・通達関係》

I. 法令関係

1. 法人税関係

[無形減価償却資産]

- (1) 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し、期間を3年に短縮すること。

[引当金の損金算入]

- (2) 引当金について、次のとおり損金算入を認めること。
- ①退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。
 - ②賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

[電話加入権の損金算入]

- (3) 電話加入権については、自動車電話加入権や携帯電話加入権がすでに非償却資産から減価償却資産に変更されていることもあり、同様の扱いとし、損金算入を認めること。

[耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置]

- (4) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

[法人税の延納]

- (5) 不況時等における資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法人税の延納制度を復活すること。

[申告書の提出期限]

- (6) 会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2か月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

2. 所得税関係

[土地・建物等の損益通算]

- (1) 土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算および繰越控除を認めること。

[不動産所得の負債利子の損益通算]

- (2) 土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、また所得の計算上、本来認められるべきものであることから損益通算を復活すること。

[医療費控除]

- (3) 医療費控除については、最近の医療費の実態に即して、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

[源泉納付]

- (4) 源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。

3. 相続税・贈与税関係

[保険金・死亡退職金の非課税限度額]

- (1) 保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人当たり500万円とされたが、相当期間経過しているため、1,000万円に引き上げること。

[相続財産からの控除]

- (2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

[被相続人の保証債務の弁済]

- (3) 相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。

[贈与税の配偶者控除]

- (4) 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2,000万円は、昭和63

年以來据え置かれているので、3,000万円に引き上げること。

4. 消費税関係

[消費税の確定申告書の提出期限]

- (1) 消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

[消費税の届出書の提出期限]

- (2) 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断が必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長すること。

5. 印紙税関係

[印紙税]

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止すること。

6. 地方税関係

[固定資産税]

- (1) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、固定資産税や都市計画税は減免すること。

[法人事業税]

- (2) 資本金1,000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の法人事業税については、所得区分別の軽減税率が適用されないこととなっているが、この制度を廃止すること。

[申告書等様式]

- (3) 事務の効率化に資するため、地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ること。

[欠損金繰戻し還付制度・延納制度]

- (4) 住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また、地方税にも延納制度を設けること。

II. 通達関係

1. 法人税関係

[修繕費]

- (1) 資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。

①修理・改良等に要した金額が100万円（現行60万円）に満たない場合

②修理・改良等に要した金額が取得価額のおおむね20%（現行10%）相当額以下である場合

[借地権]

- (2) 相当の地代の認定基準概ね6%程度については、地代の収益状況および金利水準の変化に応じた見直しを行うこと。

2. 相続税関係

[取引相場のない株式の評価]

類似業種比準方式の斟酌率を、中会社および大会社についても50%に引き下げること。

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」 の採択を求める陳情書

【陳情の趣旨】

物価の高騰が続くなか、住民のいのちと暮らしを守るために日々ご尽力いただいていることに敬意を表します。

総務省によると、8月の生鮮食品を除いた消費者物価指数は前年同月比で上昇率3.1%、12か月連続で3%を超えています。特に、「生鮮食品を除く食料」は9.2%と大幅な上昇が続いています。所得の低い人ほど影響が大きく、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、日銀によると、8月の企業物価指数は前年同月比で3.2%上昇し、伸び率の鈍化はあるものの2年6か月連続の上昇となっています。東北・中四国・九州など最低賃金が低い地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻となっています。

コロナの感染拡大が始まった2020年以降、世界各国は最低賃金をはじめとする賃金の引き上げによる内需拡大をすすめ、経済危機を克服してきました。日本の最低賃金は、2023年の改定で加重平均1004円となり、政府が2015年より掲げてきた目標がようやく達成されたこととなります。しかし、1000円を上回る地方は8都府県しかなく、800円台は12県も残されています。世界では、イギリス約1729円、フランス約1608円となっており、ドイツでは2024年1月から約1732円となります。日本の最低賃金の水準は「過去最高の引き上げ」をしたにもかかわらず、世界の水準に届いていません。韓国にも追い抜かれているのが実態です。

私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地方による大きな格差はみられません。若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に25万円(税込)程度の収入が必要との結果が示されています。これは、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円となります。

日本の最低賃金は、最も高い東京は時給1,113円、山口県は928円で185円もの格差があります。山口県の最低賃金額では、月16万~17万円の手取りとしかならず、とても自立して生活することはできません。日本の最低賃金が、地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払い能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められます。このように現行の地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があり、その解決のためには、全国一律制度への法改正が必要です。

最低賃金法を早期に全国一律制に法改正し、それを実行させるために必要な中小零細企業に対する抜本的な支援強化が何よりも求められています。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げることで、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能となります。

労働基準法第1条は「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とし、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。

最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します。

2023年11月21日

宇部地域労働組合総連合
宇部市常磐町1-3-12 トキビル2階

議長 小倉 章雄

山口県労働組合総連合

山口市中央4-3-3

議長 石田 高士

山陽小野田市議会議長 高松 秀樹 様



【別紙】

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

食料品など生活必需品の値上がりが続くなか、私たち消費者だけでなく、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも深刻な打撃を与えている。

物価の高騰は所得の低い人ほど影響が大きく、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻となっている。また、東北・中四国・九州など最低賃金が低い地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻となっている。

コロナの感染拡大が始まった2020年以降、世界各国は最低賃金をはじめとする賃金の引き上げによる内需拡大をすすめ、経済危機を克服してきた。日本も2023年の最低賃金改定で「過去最高の引き上げ」をしたが、世界の水準に届いておらず、韓国にも追い抜かれているのが実態である。

この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2023年10月に改定された地域別最低賃金は、最高の東京で時給1,113円、山口県では928円、最も低い県では893円に過ぎない。毎日8時間働いても年収で193万円程度であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、山口県と東京都では、同じ仕事でも時給で185円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでている。

27都道府県4万8千人を超える協力の下おこなわれた「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。若者1人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも月25万円（税込）の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、ほとんどの国が全国一律最低賃金であるのに対して、日本の最低賃金は、都道府県ごとに分けられ、OECD諸国で最低水準となっている。

日本でも大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金を引き上げられる支援策を強化・拡充する必要がある。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に法改正すること。
2. 政府は、労働者の生活を支えるため、速やかに最低賃金1500円以上にすること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年 月 日

山陽小野田市議会 議長 高松 秀樹

内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣 宛

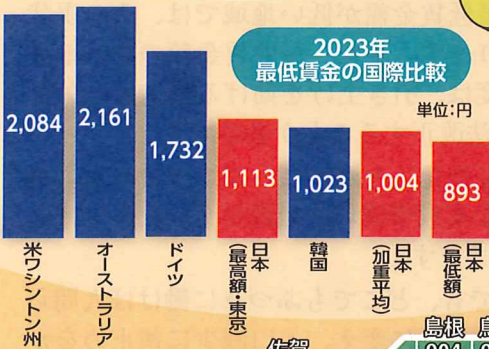
中央最低賃金審議会会長 宛

最低賃金

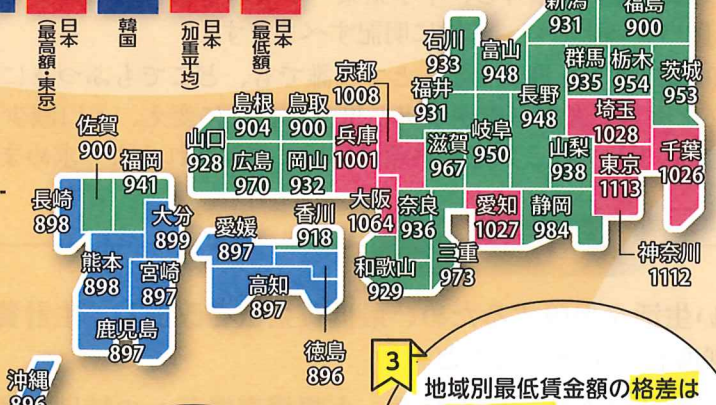
賃金の最低ベースが
違うのは本当に
おかしい!!

物価高騰から暮らしをまもる大幅引き上げと 全国一律制度に変えよう

1 日本の最低賃金額は過去最高の引き上げと報道されている。けれど、先進国の水準に追いついていないんだ。先進国では1,500円以上が当たり前。



2 日本は地域別に最賃が違ふけれど、単身の若者がまともに暮らしていくためには都市でも地方でも時給1,500円以上必要。



最低生計費はどこも同じ!

高知	最低賃金897円	水道・光熱	最低生計費 1,665円
	交通・通信	住居費	食費
	交通・通信	住居費	食費
東京	最低賃金1,113円	水道・光熱	最低生計費 1,664円
	交通・通信	住居費	食費
	交通・通信	住居費	食費

地域間格差は20%

最高 東京 1,113円
最低 岩手 893円
地域間格差 -220円

3 地域別最低賃金額の格差はなんと20%! 賃金、年金など様々な制度の格差の要因となっていて、人口の一極集中を招いている。今の最低賃金制度の限界だ。

4 最低賃金額を決めるとき、中小企業の支払い能力が問題になりますが、最低賃金制度は本来、すべての労働者に健康で文化的な最低限度の生活をするため必要な賃金の最低額を保障するもので労働者の生計費と賃金で決めていくもの。

だから!

全国一律制に切り替える際、中小企業に対する税や社会保障負担の減免といった「直接支援」をはじめ、「公正取引の実現」「有効需要の創出」といった抜本的な強化施策と財源確保を国の義務にしていけることが解決への道。

解説 厚労省は47都道府県を3ランクにわけて地域別最低賃金の「目安額」を出します。1978年のランク制発足以来、44年間、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ったことはありません。地域ごとに最賃額を決める今の方法では低い地域はその地域の経済状況と支払い能力を基準に決めるので低いまま、高い地域は低い地域を考慮するため引上げ額を抑制します。結果、現行法では格差は広がるばかり。世界で地域別最低賃金の国は日本含めて4か国だけ。ランク制をやめ、地域別から全国一律最低賃金制へ法改正し、地域間格差を解消しましょう。

最低賃金全国一律制度への法改正を求める請願署名

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

請願趣旨

最低賃金は2023年の改定によって加重平均1,004円となりました。加重平均を上回る地方は7つしかなく、最高額の東京（1,113円）と最低額の県（893円）との差は220円（19.8%）です。地方から都市部への人口流出、地域経済疲弊の要因となっています。なによりも、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっており、最低賃金の地域間格差を解消し、大幅に引き上げることは喫緊の課題となっています。

政府が2015年より掲げてきた目標がようやく達成されたことにはなりますが、私たちが全国28の都道府県（4万8千人超）で取り組んできた「最低生計費試算調査」で「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1,500円）以上必要であることが明らかになっています。

現行の最低賃金法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、地域別に最低賃金額を決めています。そのため、地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別最低賃金制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があり、最低賃金を大幅に引き上げるには、地域別から全国最低賃金に法改正することが必要です。

最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。最低賃金決定の3要素のうち、「事業の支払能力」を除外し、中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置を国の責任として、法律に明記すべきです。

最低賃金法を改正し、「全国一律1,500円以上」を実現することで、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるベースをつくることができます。つきましては、以下の事項について措置されるよう求めます。

請願項目

- すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
- 最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。

氏名	住所
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県

※氏名・住所欄は「//」「同上」は不可、住所は都道府県から番地までご記入ください。

※この署名用紙は、国会の請願以外の目的に個人情報を利用されることはございません。